

役員費用弁償等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人同朋会（以下「法人」という）の定款第8条、第21条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員の費用弁償等に関し必要な事項を定めるものである。

第2条（費用弁償）

役員が理事会、評議員が評議員会及び監事が監査に出席するなどした時は、1回5,000円の費用を弁償する。

また、理事長が理事会等の法人会議に出席、及び理事長職務執行のため出勤した場合、1日につき15,000円の費用を弁償する。但し、これら費用弁償の年間の上限は、予算の範囲内とする。

第3条（旅費）

役員が会議出席及び法人の用務のために出張する場合、旅費については、職員旅費規程を準用し支給する。

第4条（職員兼務役員）

法人の職員が役員を兼ねるときは、その兼ねる役員として受け取るべき第2条の費用は弁償しない。

第5条（旅費の支払方法）

旅費の支給方法は、この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第6条（役員慰労金）

法人の理事、監事及びその他の役員が4年以上在任し、その役を退任するに当たってはその間の労を謝し、下記の慰労金を支給する。

在任期間	金額
在任4年以上10年未満	30,000円
在任10年以上15年未満	60,000円
在任15年以上20年未満	90,000円
在任20年以上25年未満	120,000円
在任25年以上30年未満	150,000円
在任30年以上	180,000円

2 役員解任の場合は、上記慰労金は支給しない。

第7条（役員報酬）

役員に報酬を支払うことができる。その場合、報酬額は評議員会で決定する。

第8条（慶弔）

役員の前弔については、該当事項に応じて下記のとおり支給する。

また、役員が各種表彰を受けた場合は、表彰の内容によって理事長の判断で祝い金を支給することができる。

区 分		金額
お見舞い	病気（1週間以上の入院）	10,000円
	災害（火災・風災害）	20,000円
死亡	本人・配偶者	10,000円
	父母及び子（喪主の場合のみ）	10,000円

第9条（改廃）

本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第10条（附則）

本規程は、平成21年1月9日より施行する。

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

本規程は、平成29年6月16日より施行する。

本規程は、令和3年6月25日より施行する。